

### 第3次盛岡市男女共同参画推進計画策定の進捗状況等について

#### 1 趣旨

「盛岡市男女共同参画推進条例」が令和元年6月28日に施行されたことに伴い、条例で掲げる理念や取組等を具体化するため、令和6年度までを計画期間としている現在の「第2次盛岡市男女共同参画推進計画」を抜本的に改め、新たに策定することとした「第3次盛岡市男女共同参画推進計画」について、関係団体等との意見交換などを踏まえた計画策定状況を報告するとともに、より実効性ある計画策定のため、策定期期を変更しようとするものである。

#### 2 計画策定に係るこれまでの取組

##### (1) 骨子案の協議

令和元年8月 男女共同参画行政推進連絡会議（関係課長会議）  
9月 男女共同参画推進本部会議  
第1回盛岡市男女共同参画審議会  
全庁意見照会  
男女共同参画関係団体との骨子案に関する意見交換会 （7団体）

##### (2) 計画掲載事業（案）に関する意見交換等

令和元年11月 もりおか女性センター（指定管理者）との意見交換会  
性的少数者（LGBT等）支援団体との意見交換会 （1団体）  
男女共同参画関係団体との意見交換会 （5団体）  
事業所（一般女性社員）との意見交換会 （8事業所）  
12月 掲載事業（案）に対する関係課照会・女性センター意見照会  
令和2年1月 性的少数者（LGBT等）支援団体との意見交換会 （1団体）  
事業所（管理職等）からの意見収集（アンケート） （16事業所）  
男女共同参画行政推進連絡会議（関係課長会議）  
2月 男女共同参画推進本部会議

#### 3 計画策定状況について

- (1) 計画の構成（案）について  
「別紙1」のとおり。
- (2) 計画の体系図（案）について  
「別紙2」のとおり。
- (3) 計画掲載事業（案）の概要について（事業数・新たに盛り込む視点・新規事業・検討事業）  
「別紙3」のとおり。
- (4) 意見交換会等における意見内容と反映状況について  
「別紙4」のとおり。
- (5) 計画掲載事業（案）について  
「別紙5」のとおり。

#### 4 計画策定スケジュールの変更について

- (1) 策定スケジュールの変更について  
策定期期を、令和2年3月から令和2年6月に変更するものとする。

## (2) 変更の理由

- ・本計画における施策の対象は、市民や男女共同参画関係団体だけでなく、条例の責務の主体である教育関係者や事業者まで広く含むことから、実効性のある計画を策定するため広く意見を伺いながら事業を調整する必要がある。
- ・現在、令和元年9月から令和2年1月時点において、延べ14団体、24事業所から意見を伺ってきたところであるが、今後、条例で定める「あらゆる教育の場」における教育関係者（例：大学・専門学校等）や、事業者（経営者・役員等）との意見交換も行う必要がある。
- ・なお、女性活躍推進法に基づき国から策定を求められている「女性活躍推進に関する市町村推進計画」については、策定期限が令和2年中であること、また、現在の「第2次盛岡市男女共同参画推進計画」は令和6年度までの計画であることから、上記により策定を3カ月後ろ倒しても支障がないものである。

## 5 今後のスケジュール

令和2年2月	令和元年度第2回盛岡市男女共同参画審議会（進捗状況報告等） 事業者・教育関係者との意見交換会の実施（～3月）
令和2年4月	男女共同参画推進本部会議（計画案の協議）
令和2年5月	全員協議会 パブリックコメントの実施
令和2年6月	令和2年度第1回盛岡市男女共同参画審議会（答申）・市長決裁